

平成26年11月18日

岩見沢市教育委員会

委員長 武 藏 輝 彦 様

岩見沢市立学校通学区域審議会

委員長 佐 野 博 之

岩見沢市立小・中学校の適正配置について（答申）

平成26年6月30日に諮問のあった事項について、当審議会では、全6回の審議会を開催し、慎重に審議を行いました。

教育委員会においては、子どもたちにとってより望ましい教育環境の実現を第一に考え、適切な情報公開や保護者、地域住民との話し合いによる相互理解の下、市立小中学校の適正配置を推進するよう、別紙のとおり答申いたします。

岩見沢市立小・中学校の
適正配置について
答 申

平成26年11月

岩見沢市立学校通学区域審議会

1. はじめに

岩見沢市は、「豊かな心を育む教育・文化のまちづくり」の実現を目指し、保護者・地域も加わった生き生きと活気あふれる「子どもが輝く岩見沢の教育づくり」を推進している。

しかし、少子化による児童生徒数の減少が進み、現在でも1学年1学級の学校や複式学級の学校が存在している。

また、児童生徒数の減少は今後も続くことが見込まれ、学校の小規模化による子どもたちの教育環境への影響が懸念されることから、学校規模の適正化が課題となっている。

このような状況を踏まえ、岩見沢市教育委員会では、平成25年度、市内小・中学校の適正な規模や配置などの基本的な考え方について、「岩見沢市立学校通学区域審議会」に諮問し、その答申を踏まえ「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本方針」を策定。また、この基本方針に対する保護者等へのアンケートを実施し、基本方針を基に各学校の将来的な学校規模を見据えたうえで、適正配置を進めるための平成30年度までの具体的な計画を示す「岩見沢市立小・中学校の適正配置に関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成26年6月に策定したところである。

今回、当審議会では、岩見沢市教育委員会から「基本計画」に基づき、適正規模に満たない学校の適正配置の必要性について諮問を受け、子どもたちにより良い教育環境を確保することを第一に考え、全6回の審議を重ねた結果をここに示すものである。

2. 適正配置に向けた考え方

(1) 適正規模

基本計画では、学習活動や集団活動を通じた児童生徒同士や教師等との多様な人間関係の中で、切磋琢磨できる環境が望ましいとして、小学校はクラス替えが可能である1学年2学級以上、中学校は教員配置も考慮し1学年3学級以上を適正な学級規模としている。

また、1学級の児童生徒の数は、学級における班活動や多様な意見を出し合い考えを深め合う学習活動、体育科の団体競技、音楽科の合唱・合奏の学習が円滑に行えること等を考慮し、1学級18人以上を適正規模としている。

当審議会でも、基本計画の適正規模の基準が妥当であると判断し、審議にあたっての適正規模の判断基準とした。

適正規模	
学級数（各学年）	小学校2学級以上、中学校3学級以上
1学級の児童生徒数	18人以上

（2）学校規模の状況

基本計画の適正規模の基準を当てはめた場合、各学校の状況は、審議時点の平成26年度には小学校15校、中学校10校の内、小学校8校、中学校7校が適正規模を満たしていない。さらに5年後の平成31年度には小学校8校、中学校6校が適正規模を満たないことが予想される。

（3）適正配置の必要性

小規模校には、児童生徒の一人ひとりに目がとどきやすく、きめ細かな指導ができるというメリットがある一方、様々な集団の編成や多様な学習活動の展開が困難となることや集団の中で切磋琢磨する機会が少なくなるなどのデメリットが考えられることから、適正規模化を図る必要がある。

また、さらに小規模化が進むと、2つの学年で1つの学級を編成する複式学級となり、指導方法や教員配置等において、必ずしも望ましい環境にあるとは言い難いことから、現に複式学級である場合や、近い将来、複式学級になると見込まれる場合は、早急な適正規模化が必要である。

3. 適正配置の必要性の検討

（1）審議対象校

児童生徒数の推移は社会的要因によっても左右されるため、平成31年度時点で適正規模に満たないことが予想される小学校8校、中学校6校を適正配置の必要性を審議する対象校とした。

審議対象校	
小学校	志文小、幌向小、第二小、北真小、メープル小、北村小、栗沢小、美流渡小
中学校	豊中、上幌向中、清園中、北村中、栗沢中、美流渡中

（2）検討方法

審議の対象となる学校は、全体の半数以上にも上り、個々に地域条件等が違うことから、一度に統廃合することは困難であり、適正規模を満たしていないからといって、機械的、一方的な統廃合は行うべきではないと考える。

また、これらの学校は、それぞれの地理的条件や児童生徒数に応じ特色ある教育の活動に取り組んでおり、適正規模を下回る学校が直ちに適正配置

(統廃合等)が必要な教育環境とは言えない。

しかし、各学校においては、今後も児童生徒数が減少し続けることが予想されることから、子どもたちにより望ましい教育環境を提供するためには、段階的に適正規模化を進める必要がある。

そのため、適正規模に満たない学校を下記の6つに分類し、適正配置の必要性を検討した。

① 適正規模に満たない学校の分類と適正配置の優先度

分類	学校の状況		優先度
①	複式学級を有する学校		 高 低
②	1学年 1学級で	全ての学年が18人 ^{※1} 未満の学校	
③		一部の学年が18人未満である学校	
④		全ての学年が18人以上である学校	
⑤	一部の学年が複数の学級を有する学校		
⑥	全ての学年が複数の学級を有しているが、適正規模は満たしていない学校 ^{※2}		

※1 1学級の児童生徒数の適正規模の下限を基準とした。

※2 中学校のみ該当 ~ 中学校の学級数の適正規模が1学年3学級のため

② 各分類に該当する学校

分類	該当校
①	メープル小学校、美流渡小学校、美流渡中学校
②	なし
③	第二小学校、北村小学校、栗沢小学校、上幌向中学校
④	幌向小学校、北真小学校、北村中学校
⑤	志文小学校、豊中学校、栗沢中学校
⑥	清園中

③ 審議対象外校

岩見沢小学校、中央小学校、南小学校、東小学校、美園小学校、日の出小学校、第一小学校、東光中学校、光陵中学校、緑中学校、明成中学校
--

4. 適正配置の対象校

※各分類毎に検討した結果、本計画期間においては、優先度が高い分類①および②の学校について、適正配置を検討すべき学校と判断した。

ただし、メープル小学校は、現在、複式学級を有しており、分類①に該当するが、「小規模特認校」に指定し、学区外からの児童を受け入れている小規模校を

前提として設置した学校であることから、本計画期間においては適正配置の対象外と判断した。

しかし、今後、児童数の確保が困難となった場合については、適正配置の対象とする必要があると考える。

(1) 適正配置の対象校

分類①	美流渡小学校 美流渡中学校
分類②	なし

(2) 適正配置の対象外校

分類①	メープル小学校
分類③	第二小学校、北村小学校、栗沢小学校、上幌向中学校
分類④	幌向小学校、北真小学校、北村中学校
分類⑤	志文小学校、豊中学校、栗沢中学校
分類⑥	清園中

分類3～6の学校については、適正規模に満たないものの、直ちに適正配置を行う必要がないと判断し、本計画期間においては適正配置の対象外とするが、何れの学校も児童生徒数の減少が見込まれることから、次期計画では児童生徒数の推移を十分注視し、過去の統廃合の歴史的経緯や通学距離、地理的な条件などの地域特性を考慮したうえで、適正配置の必要性について、引き続き検討を行っていく必要がある。

※各分類の検討結果は別紙『分類別各学校の状況と対応』のとおり

5. 適正配置の方法

対象校の通学区域は、市の最東端に位置しており、通学区域の変更による児童生徒の確保は難しいことから、隣接する学校との統合の手法により進めることが望ましい。

6. 適正配置に当たっての留意事項

対象校の適正配置に当たっては、以下の点について留意すること。

(1) 統合の時期について

既に欠学年を生じているなどの状況を見極め、統合の時期、統合の相手校を決定すること。

(2) 統合後の児童生徒数について

新たな学校の建設は困難であると考えことから、統合後の児童生徒

数を既存学校施設で受け入れることが可能であるか検討すること。

また、同じ児童生徒が繰り返し適正配置を経験することが無いよう、統合後の児童生徒数の推移を考慮すること。

(3) 登下校援助策について

通学距離が延びることから、適正配置後の通学距離が子どもの負担とならないよう、スクールバスによる登下校援助策の必要性についても検討すること。

(4) 保護者等への情報提供について

適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域住民に十分な説明を行い、理解を求める必要がある。

また、『適正規模に満たないこと』が直ちに『統廃合』と誤解を受けぬよう、審議会での審議内容や児童生徒数の推移等の情報についても周知すること。

7. おわりに ～次期計画に向けて～

全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数の減少による小・中学校の小規模化が予想され、学校規模の適正化が課題となっている。

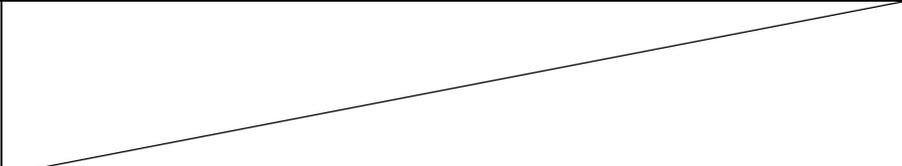
学校はこれまで地域の拠点としても幅広い役割を担ってきており、その役割は今後ますます大きくなると考える。

当審議会では、以上のことを踏まえ、総合的な観点から審議を進め、優先度の高い学校について適正配置を進めるよう結論づけた。

今回、適正配置の対象となった学校は小・中各1校となったが、その他の学校についても今後、小規模化が進み子どもたちの教育環境に影響を与えることが予想される。また、今後は、少子化に伴い、学級編制や教員配置基準等の変更も予想されることから、国の動向等も踏まえ、児童生徒数の推移を注視しながら順次取り組みに着手されたい。

本答申や今後策定される配置計画を機に保護者、地域住民が子どもたちの教育環境についての理解を深め、適切な情報公開や話し合いによる相互理解の下、子どもたちにとってより望ましい教育環境の実現を第一に考え、市立小・中学校の適正配置が推進することを願う。

○分類別各学校の状況と対応

【分類】 学校名	本計画期間の対応
<p>【分類①】</p> <p>メープル小学校 美流渡小学校 美流渡中学校</p>	<p>美流渡小学校および美流渡中学校について</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、すでに複式学級を有している。 さらに、小学校においては、一部の学年が欠学年（児童数0）となっており、中学校においても今後、一部の学年が欠学年となることが予想される。 複式学級は、2つの学年を1人の教員が指導するため、授業では、児童生徒が教師から直接指導を受ける時間が短くなり、また、学校行事や児童会活動等の集団活動や少年団活動、中学校における部活動にも制約が生じるなど児童生徒への影響が大きくなることから、統廃合による適正配置が必要と判断する。 適正配置に当たっては、隣接校との距離が離れていることから、児童の負担とならないようスクールバスの運行を含めた検討が必要であると考えます。 <p>メープル小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、複式学級を有しているが、「小規模特認校」に指定し、学区外からの児童を受け入れている小規模校を前提とした学校であることから、本計画期間においては適正配置の対象外と判断する。 ただし、今後、児童数の確保が困難となった場合については、適正配置の対象とする必要があると考えます。
<p>【分類②】</p> <p>該当校なし</p>	

<p>【分類③】</p> <p>第二小学校 北村小学校 栗沢小学校 上幌向中学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全学年1学級の状況にあるものの、一部の学年において18人を上回ることが予想されることから、本計画期間内で直ちに適正配置が必要な教育環境ではないと判断した。 • また、児童生徒数の減少以外に個々の学校の歴史に違いがあることから、分類毎に全て同じ対応はできないが、市町村合併前の状況や統合した場合の通学距離などを総合的に判断し、本計画期間においては、適正配置の対象外とする。 • しかし、今後さらに児童生徒数の減少が進むことも予想されることから、次期計画期間においては、改めて児童生徒数の推移を的確に把握し適正配置の必要性について検討する必要がある。 • 次期計画段階において、分類①や②に移行している場合は、今審議結果と同様、適正配置を進める必要があると考える。 • 適正配置の検討に当たっては、隣接する学校も適正規模を満たしていない状況が予想されることから、適正配置の数年後に再び適正配置の対象校とならないよう、注意が必要である。
<p>【分類④】</p> <p>幌向小学校 北真小学校 北村中学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全学年1学級の状況にあるものの、全ての学年において18人を上回ることが予想されることから、本計画期間内で直ちに適正配置が必要な教育環境ではないと判断した。 • また、児童生徒数の減少以外に個々の学校の歴史に違いがあることから、分類毎に全て同じ対応はできないが、市町村合併前の状況や統合した場合の通学距離などを総合的に判断し、本計画期間においては、適正配置の対象外とする。 • しかし、今後さらに児童生徒数の減少が進むことも予想されることから、次期計画期間においては、改めて児童生徒数の推移を的確に把握し適正配置の必要性について検討する必要がある。 • 適正配置の検討に当たっては、隣接する学校も適正規模を満たしていない状況が予想されることから、適正配置の数年後に再び適正配置の対象校とならないよう、注意が必要である。

<p>【分類⑤】</p> <p>志文小学校 豊中学校 栗沢中学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 一部の学年で複数の学級を有することが予想されることから、直ちに適正配置が必要な教育環境ではないと判断し、本計画期間においては、適正配置の対象外とする。 • 隣接校の児童生徒数の推移も注視しながら、次期計画において改めて適正配置の必要性について検討を行う必要があると考える。
<p>【分類⑥】</p> <p>清園中学校</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 全学年が複数学級を有することが予想されることから、直ちに適正配置が必要な教育環境ではないと判断し、本計画期間においては、適正配置の対象外とする。 • 隣接校の児童生徒数の推移も注視しながら、次期計画において改めて適正配置の必要性について検討を行う必要があると考える。